

内閣総理大臣		内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣法制局長官	内閣参事官
桑野国務大臣	金子国務大臣	内海国務大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
安倍国務大臣	宇野国務大臣	山本国務大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
竹下国務大臣	長谷川国務大臣	加藤国務大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
瀬戸山国務大臣	桧垣国務大臣	梶木国務大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
林国務大臣	大野国務大臣	後藤田国務大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
昭和五十八年十月二十八日	内閣	(総理府本府)	内閣	内閣	内閣
内閣総理大臣 あて	通知案	日本国際賞の創設について	閣議了解事項	日本国際賞の創設について	日本国際賞の創設について
昭和五十八年十月二十八日	内閣官房長官	右閣議に供します。	内閣	内閣	内閣
内閣総理大臣 あて	内閣官房長官	日本国際賞の創設について	内閣	内閣	内閣
昭和五十八年十月二十六日付け総賞第八六五号をもつて提出の「日本国際賞の創設について」は、本日提案のとおり閣議了解になりましたので、	内閣官房長官	右閣議に供します。	内閣	内閣	内閣
命によつて通知します。	内閣官房長官	日本国際賞の創設について	内閣	内閣	内閣

通 知 案
昭和五十八年十月
内閣総理大臣 あて
昭和五十八年十月二
際賞の創設について
命によつて通知します

卷之三

同上

安倍国務大臣
竹下国務大臣
瀬戸山国務大臣
林国務大臣

宇野國務大臣
長谷川國務大臣
松垣國務大臣
大野國務大臣

山本國務大臣
加藤國務大臣
梶木國務大臣
後藤田國務大臣

安田 国務大臣	丹羽 国務大臣	谷川 国務大臣	塩崎 国務大臣
---------	---------	---------	---------

He W. Webb

內閣官房長官

昭和五十八年十月二十六日付け総賞第八六五号をもつて提出の「日本国際賞の創設について」は、本日提案のとおり閣議了解になりましたので、命令によつて通知します。

によつて通知します。

内閣總理大臣 あ

あ
て

昭和五十八年十月二十八日

十月

0000 0876

総賞第865号

昭和58年10月26日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

内閣総理大臣 中曾根 康 弘



日本国際賞の創設について

標記について、別紙のとおり閣議の了解を求める。

(二行三三七、一四行頭)

105

0000 0813

日本国際賞の創設について

(昭和58年10月28日)
閣議了解案

財団法人国際科学技術財団が授与する日本国際賞が、人類の平和と繁栄のために科学技術が果たす役割についての認識を深め、広く人類の発展に寄与しようとするものであることにかんがみ、その実施に関し、関係行政機関は、必要な協力をを行うものとする。

理 由

日本国際賞は、世界的に権威のある国際的な賞となることを目指して、財団法人国際科学技術財団が創設しようとしているものである。

近年、我が国は比類なき経済成長等の歩みを経て大きな発展を遂げ、国際社会における比重も飛躍的に増大し、我が国が国際社会において先導的役割を果たすことが期待されている。

政府としては、日本国際賞の実施に関し、関係行政機関が必要な協力をを行うことの閣議了解を行うものである。

参 考

日本国際賞の概要

1 名 称 和文名 日本国際賞

英文名 JAPAN PRIZE

2 受賞者 科学技術の分野で独創的、飛躍的な成果を挙げ、その進歩に大きく寄与し、もつて人類の平和と繁栄に著しく貢献した者を対象とする。原則として毎年2人とする。

3 選考 内外の有識者からの推薦に基づき、財團法人国際科学技術財団の審査委員会が審査選考する。

4 顕彰 受賞者には、日本国際賞（副賞5,000万円）を授与する。授賞式は、毎年春、東京で行う。

0000 0818